知的財産とは、アイデアやブランドなど、財産的価値を有する情報のことをいい、特許権や商標権を活用することにより、利益率の改善やブランド力の向上が期待できる。

弁理士の齋藤昭彦氏は、「経営資源の限られている中小企業にこそ知的財産の有効活用をしてもらい、オンリーワンの物づくりに役立ててほしい」と語る。中小企業の支援を通じて地域の活性化につなげたいという思いを強く持っている。





知的財産で地 域の活性化を

知的財産の普及活動

私は、3年前に妻の実家がある秋田市に移住し、 私と同じく弁理士の妻とともに特許事務所を設立し た。それ以来、地域の活性化のために自分に何がで きるのかと、試行錯誤を重ねてきた。

最初に取り組んだことは、知的財産の普及活動である。知的財産とは、アイデアやブランドなど、財産的価値を有する情報である。特許権や商標権という言葉を聞くと、自社には関係ないと考える経営者の方が多いが、どの企業も独自のアイデアでビジネスをして、独自のブランドを持っているはずである。そのことに気づいてもらい、自社の知的財産を適切に守る方法を知ってもらうために、各地で知的財産に関するセミナーを実施している。まだ十分な取り組みとは言えないものの、「最近、知的財産の話をよく聞くね。」と言われることがあり、取り組みの成果が少しずつ表れてきていると感じている。

また、知的財産教育のニーズの高まりを受けて、 秋田県や山形県の高校、高専、大学等で、知的財産 に関する授業を実施している。これからも、こうし た授業を通じて、将来地域を背負って立つ学生の皆 さんに対して知的財産を大切にするマインドを醸成 していきたい。

知的財産の有効活用

特許権を取れば何もしなくてもお金が儲かる、というわけではない。特許権を維持するためには毎年 特許料を支払う必要があるため、何もしなければ、 むしろお金は減っていくことになる。特許権は、自 らが独占的に使用して新製品を販売したり、他社に ライセンスしたりすることによって初めて利潤を生 むのである。特許権によって他社の追随を食い止め ることができれば、価格競争に陥ることなく、高い 利益率を確保することができる。同様に、商標権も それ自体が利益を生むことはないが、自社の商品や サービスに使用し、消費者に認知されることによっ て、ブランドとしての価値を高めることにつながる。

地域の企業の大部分は中小企業であり、中小企業が元気になれば、その地域も活性化する。中小企業はヒト、モノ、カネといった経営資源が少なく、付加価値の高いオンリーワンの商品やサービスで勝負する必要がある。特許権や商標権は、そのアイデアやブランドがオンリーワンであることを国が認めてくれた証であり、さらに言えば、独占的に使用できる権利である。ならば、中小企業こそが、特許権や商標権を有効に活用し、オンリーワンの商品やサービスに経営資源を集中していくべきではないだろうか。

また、特許権や商標権は、一企業が独占的に使用するだけでなく、地域内の連携強化の手段としても活用できる。地域の自治体、大学、企業が連携して地域発の特許製品を開発したり、地名を冠した地域ブランドを保護する地域団体商標を取得したりすることにより、地域の活性化につなげることができる。

食品の輸出拡大に向けた支援

地域の貴重な財産の一つとして、食文化が挙げられる。私は関東出身であるが、東北の食文化の奥深

さには驚かされることが多い。

近年、地域の食文化を生かした食品を開発し、海 外に積極的に輸出する動きが見られる。政府も、 2020年までに農林水産物および食品の輸出額を1兆 円に増やすという目標を前倒しで実現することを目 指している。海外への輸出については、必ずと言っ て良いほど商標の問題が出てくる。商標権について は、従来は、中国などで日本の地名が登録されると いった抜け駆け商標登録の対策が中心だった。しか し、中国における商標の登録数は飛躍的に増大して おり、先登録の商標によって日本企業の商標が登録 されないリスクが高まっている。そこで、私は、単 なる手続きの代理ではなく、既に登録されている商 標を調査しながら、どの国にどのような商標を出願 すべきか(漢字が良いのか、ローマ字が良いのか等) を顧客とともに一緒に考えるようにしている。手間 がかかる作業ではあるが、地域発の食品が世界に羽 ばたくお手伝いができるのであれば、労を惜しむ理 由はない。

弁理士知財キャラバンの展開

日本弁理士会では、地域における知的財産活動の活性化のために、中小企業支援に力を入れている。今年度は、新たな中小企業支援策として、弁理士が中小企業を訪問してコンサルティングを行い、知的財産の積極的な活用を促す「弁理士知財キャラバン」を全国展開する。東北においても、東北の弁理士によって組織される「東北キャラバン」を立ち上げて、今年の10月以降、コンサルティングを希望する東北

あきた知的財産事務所 弁理士

齋藤 昭彦(さいとう・あきひこ)

2001年 慶應義塾大学大学院 修士課程修了

2007年 弁理士登録

2012年 あきた知的財産事務所設立

2015年現在 日本弁理士会東北支部 副支部長

あきた知的財産事務所

秋田市川元小川町4番8号

TEL 018-893-5115 • FAX 018-893-5114

URL: http://www.akita-pat.pro

の中小企業を訪問する予定である。企業訪問に必要な費用は日本弁理士会の負担となっており、自社製品の開発を検討しているが、今まで弁理士に相談したことがない、といった中小企業の方々にぜひお勧めしたい。

この弁理士知財キャラバンをはじめとし、東北の 弁理士たちは、互いに切磋琢磨しながら、中小企業 を支援し、知的財産の有効活用を通じて、東北全体 の活性化につなげていきたいと考えている。今後の 弁理士の活動に期待していただきたい。



日本弁理士会 弁理士知財キャラバンPR広告